

○国見町中小企業・小規模企業人材育成事業補助金交付要綱

(令和6年4月1日告示第62号)

(趣旨)

第1条 この告示は、町内の中小企業・小規模企業者（以下「町内中小企業者等」という。）が人材育成を通じた経営力の向上を図るため、役員及び従業員の経験や能力向上のための資格取得やスキルアップに関する取組を行うことに対し、国見町補助金等の交付等に関する規則（昭和62年国見町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの告示の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町内中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項及び第5項又は中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項及び第3項に規定する中小企業者及び小規模企業者であつて、法人にあつては町内に本店、事業所又は店舗を有するもの、個人にあつては町内に事業所又は店舗を有するものとし、農業法人及び農業を営む個人事業主も含むものとする。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当するものを除く。

ア みなし大企業

イ 政治、経済、又は文化団体

ウ 宗教法人又は団体

エ その他町長が不相当と認める者

(2) みなし大企業 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業基本法第2条第1項に該当する中小企業者以外の事業者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業者が所有している中小企業者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(3) 暴力団等 国見町暴力団排除条例（平成24年国見町条例第1号）第2条第1号から第3号までの規定に該当するものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定める者とする。

(1) 町内中小企業者等であること。ただし、農業については、認定農業者又は認定新規就農者とする。

(2) 町税（徴収猶予に係るものを除く。）を滞納していないこと。

(3) 代表者又は役員等が暴力団等に該当するものでないこと。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象期間及び補助対象経費は、別表に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、いずれも補助金の対象と

しない。

- (1) 公租公課（消費税及び地方消費税相当額等）
- (2) 振込手数料
- (3) 受講者及び受験者に係る旅費
- (4) 全3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める経費

3 第1項の規定にかかわらず、本町の他の補助制度又は他の公的補助制度（以下「他の補助制度」という。）の交付決定又は他の補助制度の補助金等の支払を既に受けた経費は、補助対象経費としない。

4 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難しいものは、補助対象経費から除外するものとする。

5 補助対象経費の支払先が、補助事業者と資本関係がある事業者又は補助事業者の役員若しくは役員の属する企業等である場合は、補助対象経費から除外するものとする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は10万円の上限額のいずれか小さい額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、次の各号に掲げる書類を町長が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 誓約書兼同意書（第4号様式）
- (5) 反社会的勢力排除に関する誓約書（第5号様式）
- (6) 町内で事業を営んでいることが分かる書類の写し
- (7) 受験者又は受講者が役員又は従業員であることを証する書類の写し
- (8) 振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、参考となる書類

2 補助対象者は書類作成に当たり、必ず国見町商工会の助言等を受けて作成しなければならない。ただし、農業法人及び農業を営営する個人事業主については国見町商工会の助言等を必須とはしないが、国見町農業委員会を通じた農地の賃貸借又は使用貸借による農地の拡大を必須とする。

（交付決定）

第7条 町長は、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金交付決定通知書（第6号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の規定による実績は、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日以内、又は補助事業の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに行うものとする。

- (1) 実績報告書（第7号様式）
- (2) 事業報告書（第8号様式）
- (3) 収支決算書（第9号様式）

- (4) 補助事業の実施していることが確認できる成果物
- (5) 補助対象経費の支払を確認できる領収書の写し
(補助金の額の確定及び交付)

第9条 町長は、検査の結果、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助対象者からの補助金交付請求書（第10号様式）に基づき、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他補助金を交付することが不相当と認められるとき。

(確認等)

第11条 町長は、必要に応じ、補助事業者が第3条第1項第2号の規定に該当するかどうかを、その者の同意に基づき税務担当部門に対して確認することができる。

2 町長は、必要に応じ、補助事業者が第3条第1項第3号の規定に該当するかどうかを、所轄警察署長に対して確認することができる。

3 町長は、必要に応じ、補助事業者に対し補助対象事業の実施内容について報告を求め、又は実地及び書面等による調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

補助対象事業	補助対象期間	補助対象経費	備考
(1) 公的団体、研究機関等が実施する職業技能に関する研修の受講、試験又は検定等の受験	令和6年4月1日から令和7年1月31日まで	研修に係る受講（受講に必須の教材費等含む。）、試験又は検定料	資格の更新及び普通自動車第一種運転免許取得は除く。
(2) 役員や従業員を対象とした公的団体、研究機関等から派遣される者が講師を務める職業技能に関する研修の開催		講師に係る旅費及び謝金、賃借料（会場使用料、物品賃借料）	毎年又は定期的で開催される社内研修等は除く。

第1号様式(第6条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

第2号様式(第6条関係)

事業計画書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

収支予算書

[別紙参照]

第4号様式(第6条関係)
誓約書兼同意書

[別紙参照]

第5号様式(第6条関係)
反社会的勢力排除に関する誓約書

[別紙参照]

第6号様式(第7条関係)
補助金交付決定通知書

[別紙参照]

第7号様式(第8条関係)
実績報告書

[別紙参照]

第8号様式(第8条関係)
事業報告書

[別紙参照]

第9号様式(第8条関係)
収支決算書

[別紙参照]

第10号様式(第9条関係)
補助金交付請求書

[別紙参照]